

7 近生第 423 号  
令和 7 年 6 月 3 日

奈良県食農部長 殿

近畿農政局生産部長

水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直しについて  
(周知依頼)

このことについて、令和 7 年 5 月 29 日付け 7 畜産第 668 号をもって農林水産省畜産局畜産振興課長から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知の上、貴県環境部局と連携しつつ畜産事業者に対して適正な指導方よろしくお願ひします。

担当：近畿農政局 生産部 畜産課  
行政専門員 谷泰孝  
TEL：(代表) 075-451-9161(内 2384)  
E-mail：yasutaka\_tani030@maff.go.jp

近畿農政局生産部長 殿

畜産局畜産振興課長

水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直しについて  
(周知依頼)

日頃より、畜産環境行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排水基準のうち、畜産農業に適用されるアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）の暫定排水基準については、令和 7 年 5 月 26 日に公布された「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 17 号）」により下表のとおり見直され、令和 7 年 7 月 1 日から施行されることとなりました。

このことについて、別添のとおり環境省水・大気環境局環境管理課長から当職宛てに、改正省令等の円滑かつ適切な運用が図られるよう、都道府県畜産部局への周知依頼がありました。

つきましては、貴局管内府県畜産主務部長に対して周知いただくとともに、一般排水基準（100mg/L）への早期移行に向け、環境部局と連携しつつ畜産事業者に対して適切に指導いただくよう、依頼方よろしく願いいたします。

特に、畜産事業者への指導に当たっては、本年 4 月に改定した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」の第 1 の 4 の（1）にも記載のとおり、府県の畜産部局と環境部局における円滑な連携体制の構築が図られるようお願いいたします。

また、畜産事業者は、排出水について、1 年に 1 回以上、特定施設の設置に係る届出事項を公定法により測定し、その結果を記録・保存することとなっています。このことに関しても改めて、畜産主務部長に対し、畜産事業者への周知及び指導の徹底について依頼方よろしく願いいたします。

<表：見直し後の排水基準>

施設	現行	見直し後 (令和 7 年 7 月 1 日以降)	適用期間
馬房施設	一般排水基準 (100mg/L)	一般排水基準	—
牛房施設	300mg/L		
豚房施設	400mg/L	400mg/L	令和 7 年 7 月 1 日から 令和 10 年 9 月 30 日まで

(注) 総面積 50 平方メートル以上の豚房、総面積 200 平方メートル以上の牛房、総面積 500 平方メートル以上の馬房を有する事業場を有し、公共用水域に排水している事業者。

<担当>

農林水産省畜産局畜産振興課

環境企画班 夏目・奥田・塩田

TEL : 03-6744-7189 (直通)

FAX : 03-3593-7233

環水大管発第2505281号  
令和7年5月28日

農林水産省畜産局畜産振興課長 様

環境省水・大気環境局環境管理課長  
( 公 印 省 略 )

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物等  
の暫定排水基準の見直しについて（周知依頼）

日頃より、水環境行政の推進に御理解・御協力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）におけるアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物等の暫定排水基準の見直しや、畜産担当部局と環境部局の連携等について、環境省より都道府県知事及び水質汚濁防止法政令市長宛てに、別添のとおり通知を発出しています。

つきましては、今回の暫定排水基準の見直し後の基準への円滑かつ適切な対応が図られるよう、貴職におかれては、都道府県の畜産担当部局に対して、本改正内容及び畜産農業における更なる濃度低減に向けた環境部局との連携等について周知いただきますようお願いいたします。

また、併せて畜産事業者に対する水質汚濁防止法に基づく排水基準及び自主測定等の遵守徹底に関して周知いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

環境省水・大気環境局

環境管理課 環境汚染対策室 福田、尾原

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Tel : 03-5521-8316 (直通)

E-mail : mizu-kanri@env.go.jp

# (写)

環水大管発第2505235号  
令和7年5月26日

都道府県知事 殿  
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長  
(公印省略)

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直しについて（通知）

ほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）、ふっ素及びその化合物（以下「ふっ素」という。）並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成13年環境省令第21号。以下「省令」という。）附則第2項において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しており、その適用期間は令和7年6月30日まで（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあつては、当分の間）となっている。

今般、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の対象業種（10業種）のうち、旅館業及び下水道業を除く8業種について、現時点における各業種の排水実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への対応の可否を確認した上で、別表のとおり、一部の基準値を強化し、暫定排水基準の適用期間を延長することとした。

このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第17号。以下「改正省令」という。）を令和7年5月26日に公布し、同年7月1日から施行することとした。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1. 措置の内容

ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が適用されている 10 業種のうち、旅館業及び下水道業を除く 8 業種について、1 業種は一般排水基準へ移行し、その他の業種は一部の基準値を強化した。また、暫定排水基準の適用期間を 3 年 3 か月延長することとした。延長後の適用期間は、令和 10 年 9 月 30 日までである。

### 2. 暫定排水基準が適用される特定事業場に対する指導

暫定排水基準は、一般排水基準への対応が技術的に困難な業種に対して、時限付きで暫定的に認めている基準値である。改正省令による改正後の暫定排水基準及びその他の暫定排水基準が適用されている特定事業場に対して、適用期間終了後に一般排水基準に移行することができるよう、必要な助言等をお願いする。

また、環境省においても引き続き、一般排水基準を達成できていない事業場に対する現地調査や濃度低減対策の取組状況等の把握、必要な助言等、更なる濃度低減に向けた取組を進めていくこととしており、本取組への連携、御協力をお願いする。

なお、引き続き、水質汚濁防止法第 22 条第 1 項及び第 2 項に基づく報告徴収及び立入検査を的確に行うことなどにより、特定事業場における排水基準遵守や自主測定の実行状況を把握するとともに、基準違反等が確認された場合には適切な指導等の徹底を図りたい。

### 3. 畜産部局との連携について

硝酸性窒素等の暫定排水基準が適用されている畜産農業における更なる濃度低減に向けた取組の円滑な実施を図るため、水質汚濁防止法担当部局（以下「環境部局」という。）と畜産担当部局との連携が重要である。

家畜排せつ物の処理等については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）に基づき適宜実施されているほか、農林水産省が策定する「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」が令和 7 年 4 月に改定され、環境規制への適切な対応に関する方針が定められたところ、現地確認を行う場合には、畜産部局と環境部局の担当者の同行、あるいは環境部局で把握している現況や指導内容の畜産部局への確実な共有など、円滑な連携体制を確立しておくことが望ましい。

#### 4. その他（暫定排水基準が適用される特定事業場）

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

##### （1）共同処理場への暫定排水基準の適用について

ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が適用されている工場又は事業場からの汚水等を処理する共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号の施設を有する事業場）については、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則第3項）。

##### （2）複数の業種その他区分に属する場合について

暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種その他の区分に属する場合には、当該業種その他の区分に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則別表備考1）。

（連絡先）

環境省水・大気環境局

環境管理課 環境汚染対策室 福田、尾原

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

Tel : 03-5521-8316（直通）

E-mail : mizu-kanri@env.go.jp

(別表) ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直し

○ほう素 (単位: mg/L) (参考) 一般排水基準: 海域以外の公共用水域に排出されるもの: 10 mg/L、海域に排出されるもの: 230 mg/L

現 行			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	30	R4. 7. 1～ R7. 6. 30	同左	30	R7. 7. 1～ R10. 9. 30
ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	40		同左	30	
金属鋳業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	100		同左	100	
下水道業 (旅館業 (温泉 (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)) を利用するものに限る。)) に属する特定事業場 (下水道法 (昭和33年法律第79号) 第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)) から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40	当分の間	同左	40	当分の間
旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300		同左	300	
旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500		同左	500	

※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$ 及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- $C_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値 (単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)
- $Q_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量 (単位 1日につき立方メートル)
- $Q$  当該下水道から排出される排水の通常量 (単位 1日につき立方メートル)

○ふっ素 (単位: mg/L)

(参考) 一般排水基準: 海域以外の公共用水域に排出されるもの: 8 mg/L、海域に排出されるもの: 15 mg/L

現 行			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	12	R4. 7. 1 ~ R7. 6. 30	同左	10	R7. 7. 1 ~ R10. 9. 30
電気めっき業 (1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15		同左	15	
電気めっき業 (1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40		同左	40	
旅館業 (水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。) の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15	当分の間	同左	15	当分の間
旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)) を除く。以下この欄において同じ。) を利用するものであって一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30		同左	30	
旅館業 (温泉 (自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)) を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50		同左	50	

○硝酸性窒素等（単位：mg/L）

（参考）

一般排水基準：100 mg/L

現 行			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）	300	R4.7.1～ R7.6.30	同左	<u>一般排水基準</u>	—
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400		同左	400	R7.7.1～ R10.9.30
ジルコニウム化合物製造業	350		同左	<u>一般排水基準</u>	—
モリブデン化合物製造業	1,300		同左	1,300	R7.7.1～ R10.9.30
バナジウム化合物製造業	1,650		同左	<u>1,350</u>	
貴金属製造・再生業	2,800		同左	2,800	